

# 緊急特別無利子貸与型奨学金の募集について

標記奨学金の申請を希望する方は、11/22（月）までに教育学部教務係で必要書類を入手のうえ、11/30（火）まで申請書類を提出してください。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入が大幅に減少した学生等を対象として、緊急特別無利子貸与型奨学金の募集を行います。以下について参照のうえ、申請してください。

## ■奨学金概要

- 奨学金名称「緊急特別無利子貸与型奨学金」
- 第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子（0.0%）にて貸与します。
- 奨学生の選考は、以下の1.（3）に基づき、行います。

既に第一種奨学金の貸与を受けている奨学生についても、「緊急特別無利子貸与型奨学金」については、併用貸与の基準（人物・学力・家計）ではなく、第二種奨学金（有利子）の基準（人物・学力・家計）による選考を行います。

【参考】「緊急特別無利子貸与型奨学金」をはじめ、新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置については、以下の文部科学省ホームページをご参照ください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1420041\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm)

### 1. 推薦対象

#### (1) 対象学種

- ・ 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- ・ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

#### (2) 対象学年

- ・ 全学年

#### (3) 対象者の要件

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ①第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること
- ②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと（令和3年度第二種奨学金予約採用候補者で進学届提出により採用となる予定の者も推薦対象となりません）
- ③家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間150万円以上ではないこと）
- ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ⑤学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少したこと（「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、令和3年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が50%以上減少した。予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られなくなった等）

## 2. 初回交付日

原則、推薦の翌月11日（土曜、日曜、祝日の場合は前営業日）

## 3. 貸与期間

### (1) 貸与始期

2021年4月～2022年3月より希望月を選択可能（支給期間は2022年3月まで）

※「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月を選択

### (2) 貸与終期

令和4年3月までの貸与となります。（令和3年度限りの貸与となります）

## 4. 貸与金額

### 【貸与月額】

学部：2～12万円（1万円単位で選択）

大学院：5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択

※入学時特別増額貸与奨学金も無利子（利率0.0%）となります。（1年生または編入学者のみ）。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は、同時に申し込む第二種奨学金の貸与始期を入学年月とする必要があります。

## 5. 奨学金申込みにかかる留意点

### (1) スカラネットによる申込み

#### ①採用種別の選択画面

「(2) 緊急採用・応急採用（貸与奨学金のみ）」を選択。

#### ② 収入に関する証明書類の提出及び所得の入力

申込時においてマイナンバーを提出する必要はありませんが、収入に関する証明書類の提出及び全ての所得について入力が必要となります。（下記(2)参照）

#### ③ 希望する貸与奨学金の選択

（C－奨学金申込情報）

「(3) 第二種奨学金のみ希望します。」を選択。 ※「併用貸与」を選択しないこと。

#### ④ 希望する貸与開始月の選択

（F－奨学金貸与額情報 2(4)）

アルバイト収入が大幅に減少した月以降で「2021年4月～2022年3月」の範囲で入力。

#### ⑤ 被災状況コードの選択《重要》

（K－特記情報 7.）

プルダウンリストから「緊急特別無利子」を選択。

※ 未選択、又は誤って他の項目を選択した場合は、本奨学金の選考対象となりませんので注意してください。

#### ⑥ 家庭事情の入力

（L－家庭事情情報）

「(1)家庭からの仕送り額 (2)生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合 (3)学生等本人のアルバイト収入の減少」を明記し、新型コロナウイルス感染症の影響により学生生活の継続に支障をきたしている事情等について、具体的に詳しく入力。

## ⑦ 家計急変の事由が生じた年月の入力

(緊急・応急採用情報)

アルバイト収入が大幅に減少した月を入力。

※ 大学院の場合は、( ) 内の項目番号等を読み替える。

### (2) 提出書類

次の①～③を提出してください。

① 「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」(在学定期採用の様式)

② 生計維持者の収入に関する証明書類

生計維持者の2020年度(2019年1月～12月分)の所得証明書類(ただし、9月以降に申込み場合、2021年度(2020年1月～12月分)の所得証明書類)(インターネット(スカラネット)の該当する所得項目にも入力)。

なお、2019年1月2日以降(9月以降に申込み場合、2020年1月2日以降)に転職等により生計維持者の収入に変化が生じている場合は、家計急変後の給与明細(直近3か月分)等を提出のうえ、インターネット(スカラネット)の該当する所得項目に入力すること。

③ アルバイト収入減等の証明書

アルバイト収入減等がわかる証明書類。

④ 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書等

認定所得金額が基準額を上回る場合は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかった旨の申告書等の提出が必要となりますが、家計基準の審査は日本学生支援機構で行うため、当該対象者は採用決定時に確定します。当該対象者は、採用決定後に不備の無い申告書等が機構に提出されるまで、入学時特別増額貸与奨学金の振込みができません。

## 6. 推薦にかかる留意点

- ・ 応急採用の申込みであること
- ・ 申込区分は(3)第二種奨学金のみ希望であること
- ・ 希望する貸与始期は2021年4月～2022年3月の範囲であること
- ・ 被災状況は緊急特別無利子であること

## 7. その他

### (1) 貸与奨学金の返還について

本機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択し、返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続を行うこと。

また、実質無利子の奨学金のため、「返還額」及び「保証料(機関保証制度選択者のみ)」の取扱いが通常の第二種奨学金(有利子)と異なりますので、詳細については申込時に配付する、返還に関する説明資料

「『緊急特別無利子貸与型奨学金』の採用となった皆様へ」をご確認ください。

(2) 本制度では、第一種奨学金に設定されている「所得連動返還方式」、「猶予年限特例」、「特に優れた業績による返還免除(大学院)」は適用されません。